

共栄火災海上保険株式会社  
 三井住友海上火災保険株式会社  
 東京海上日動火災保険株式会社

御中

(保険契約者)

住所

氏名

印

(個人の場合はご署名、法人は記名・押印してください)

## 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた契約者への特別措置適用申請書

特別措置の適用を受けたく、下記のとおり申請いたします。

記

### 1. 特別措置を適用する保険契約

希望する措置の内容		A 下記の保険契約の 継続契約 (継続前契約の内容を記入)	B 下記の保険契約	C 下記の保険契約
保険契約の内容	保険契約の種類			
	証券番号			
	保険期間または特約期間			
	保険料の払込方法 (保険料の払込みに関する特約が適用されている場合は、その特約名)			

### 2. 希望する措置の内容

A 継続契約の締結手続を、令和 年 月 日まで猶予すること。

なお、本措置の申請にあたって、次の(1)(2)の事項を承諾します。

(1) 継続契約は、前契約(上記1.で特定した契約)と同一の契約条件※(保険契約の種類、担保種目、保険の目的、保険金額、免責金額、保険期間、被保険者、保険料払込方法、適用される特約等が同等であることをいう。ただし、自動車保険における「車両保険の保険金額および免責金額」は、継続契約の締結手続を行う時において貴社との間で決定した額とする。)により成立すること。

※ 継続契約の締結手続を行う時において保険商品・料率が改定されている場合は改定後の商品・料率に基づく

(2) 猶予された期日までに当該契約の締結手続を行わなかった場合は、継続契約として取り扱われないこと。

B 下記の保険料の払込みを、令和 年 月 日まで猶予すること。

特別措置を適用しない場合の払込期日	保険料
令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円

なお、本措置の申請にあたって、次の(1)(2)の事項を承諾します。

(1) 猶予された期日までに当該保険料の払込みを行わなかった場合は、普通保険約款または当該保険契約に適用される特約に定める保険料の未払いを理由とする免責規定、解除規定および満期返れい金付長期の保険契約における保険料振替貸付規定等の規定が、特別措置を適用しない場合の払込期日に遡及して適用されること。

(2) 猶予された期日までに保険事故が発生した場合は、特別措置を適用しない場合の払込期日が保険事故発生日以前にある保険料および普通保険約款または当該保険契約に適用の特約の定めにより、保険金の受領時までに払い込む保険料の全額を一時に払い込むこと。

C 上記1.で特定した積立保険契約の解約において、無効・失効・解約返れい金A表を適用すること。

解約日：令和 年 月 日

### 3. 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた状況

① 当該感染症による直接的または間接的に影響を受けた(自ら罹患、感染疑義に伴う自宅待機、外出制限等)

② 取り扱い代理店が当該感染症による影響を受け、通常業務が困難になった

③ 当該感染症への対応のために派遣された医療従事者等である

④ その他保険会社が適用妥当と判断した( )

以上

殿

令和 年 月 日

(保険会社名)

## 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた契約者への特別措置適用承諾書

ご申請のとおり、特別措置の適用を承諾いたします。

以上